

「戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例（案）」に係るパブリック・コメントの実施について

戸田市では、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も分け隔てなく相互に人格、個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、このたび、「戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例（案）」を制定します。

つきましては、広く市民の皆様の考えをお聴きするため、下記のとおりパブリック・コメントを実施します。

き記

1 意見を募集するもの

戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例（案）の概要

2 意見募集期間

令和5年12月13日（水）から令和6年1月12日（金）まで

※受付時間は、資料公開場所により異なります

3 案の公開場所（ソーシャルメディア含む）

(1) 市のホームページ (<http://www.city.toda.saitama.jp/site/pub/>)

(2) 担当課（市役所2階6番窓口障害福祉課）

(3) 市政情報コーナー（市役所2階）

(4) 各福祉センター（東部・新曽・西部）

(5) 笹目コミュニティセンター（コンパル）

(6) 新曽南多世代交流館（さくらパル）

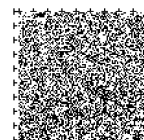
(7) 戸田公園駅前行政センター

(8) 上戸田地域交流センター（あいパル）

(9) 福祉保健センター

(10) 心身障害者福祉センター

(11) 市民医療センター



- ※ (9)、(10)、(11)については、^{あんけんどくじ こうかいばしょ}案件独自の公開場所
(12) Facebook (フェイスブック)
(13) LINE (ライン)

4 ^{いけん ていしゅつさきおよ ていしゅつほうほう}意見の提出先及び提出方法

^{ていしゅつさき しりょうこうかいばしょ じさん ゆうびん}提出先：資料公開場所へ持参、郵便、FAX (048-444-5588)、
^{でんし}電子メール (syogaifuku@city.toda.saitama.jp)

5 ^{いけん ていしゅつ さい りゅういじこう}ご意見を提出する際の留意事項

^{ていしゅつ あ しょう げんご にほんご ねが}提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。
^{ていしゅつ あ じゅうしょ しめい ほうじん めいしょう しょざいちとう れんらくさき}提出に当たっては、住所・氏名(法人にあっては、名称・所在地等の連絡先)
^{めいき きさい な ばあい ていしゅついけん と あつか ばあい}を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合も
あります。

6 ^{ていしゅつ いけん こうひょう}提出された意見の公表

^{ていしゅつ いけん たい し かんが かた ふ ないよう こうかい}提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開
^{さい しめいとう こうひょう}します。その際に、氏名等は公表いたしません。なお、ご意見の内容は要約し、
^{けいさい ばあい}掲載する場合があります。

また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する
場合があります。

7 ^{とあ さいき}問い合わせ先

^{とだししょう きべつ きょうせいしゃかい じょうれい あん}戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例(案)についての

^{とあ さいき}問い合わせ先

^{けんこうふくしぶ しょうがいふくしか}健康福祉部 障害福祉課

^{でんわ}電話 048-441-1800 (内線^{ないせん}273)

FAX 048-444-5588

^{とだししみん せいど}戸田市市民パブリック・コメント制度についての^{とあ さいき}問い合わせ先

^{とだし そうむぶ きょうせいかんりか}戸田市 総務部 行政管理課

^{でんわ}電話 048-441-1800 (内線^{ないせん}363)

